

大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会

記者会見要旨

平成 29 年 8 月 23 日 16:00～17:05 会見場

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

損害賠償請求を検討される県職員の所属年度は。

(森林政策課長)

県職員については、加算金についての請求が可能であるということでご議論をいただきました。それで、平成 21 年度から平成 25 年度分に関する不適正受給についてのご整理をいただいたところです。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

財務会計職員のうち、課長・係長の内訳は。

(森林政策課長)

課長が 1 名、普及林産係長が 3 名です。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

平成 21 年度から 25 年度だと、課長が複数いらっしゃると思いますが、1 名である理由は。

(森林政策課長)

報告書をご覧くださいますと、どういう案件について重過失が認められるかについて限定しております。ですので、そういう限定をかけたところ、対象案件がなかった方もいらっしゃるということです。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

それは、不適正案件の事務処理にある程度の関与があったということか。

(森林政策課長)

要するに、重過失ということで、2つの要件を報告書の中で示しておりますけれども、1つは調査野帳が全く不備だったということ、つまり、まともに調査が行われていないのではないかということが考えられるもの。もう1つが、写真や測量データについて、事業者側から異なる現場がつけられたり、虚偽の測量データが添付され、竣工が誤認させられるようなものは対象から外しております。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

「おかしいな」と思いながらも、なにも指摘や指導を行わなかったような課長がいたということか。

(森林政策課長)

今の2つの要件について、スルーしてしまったことは重過失に当たるだろうということで報告書に記載のあるところです。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

今回、本庁の方が損害賠償請求の対象になっていないが、これまで懲戒処分でも本庁の方が対象になっているが、不正受給の内部告発がされて、すぐに対処すべきだったのが、数か月放置され、不正受給分が増えて、損害を生じさせたということがあったと思うが、そういったこともあるが、それはある意味、本庁の方が損害を与えたということにはならないのか。

(碓井委員長)

私どもも、その辺を大変気にして、ヒアリングも実施したわけですが、私どもが判断するプロセスにおいて、率直に言って、地方事務所の職員の受け止め方と本庁職員の受け止め方とにギャップがあ

りまして、例えば、不適切な申請をしてでも、補助金の交付申請を行うように本庁職員が指示した事実は認められないということで、要するに積極的な根拠がないので、損害賠償請求の対象にするべきではないと判断しました。

（信濃毎日新聞 佐藤氏）

そこまで不適切な受給が起こりうるというふうに予想しながら予算消化を押し付けているような事実がなかったということか。

（碓井委員長）

そうです。

（信濃毎日新聞 佐藤氏）

本庁の職員の方が、北安曇地方事務所から内部告発を受けて、その時点で適切な対応をとらず、不正受給が増えてしまった事実があって、それについては、本庁の方も懲戒処分を受けているが、そういったことは検討されなかったのか。

（碓井委員長）

そういう主張がかつてなされたことは承知しているが、それが、積極的にそういう認識をしていたということまでは、私どもは考えなかったので、何と言ったらいいか、懲戒処分における非違行為ということが、損害賠償請求の違法性、あるいは故意過失との間には、私どもは違いがあると判断しました。

（信濃毎日新聞 佐藤氏）

今回、法的課題検討委員会の諮問事項の中には、県単もあったと思うが、それについては、どうなったのか。

（碓井委員長）

これは、そういうことも求められたが、私どもは、加算金のことを中心にして、損害賠償請求を検討することで精いっぱい、そこまで踏み込むことができなかったという事情もありますし、もう1つ言えることは、本当の意味の損害があったかという問題を検討していくと非常に難しい問題でありまして、事例を変えて申し上げますと、かつて、複数の県において、国庫補助金を年度内消化しきれないために、業者に預けという形でプールしておいて、年度を超えてから、必要なものに充てるとか、あるいは、年度内でも別の物を購入したことについて、補助金を消化したようにするとか、そういったことが多々見られたわけですね。そういった場合に、厳密な意味での損害があったと言えるかなど非常に難しい問題があるものですから、時間的制約の中で、そういった問題について立ち入らないことにしました。

（信濃毎日新聞 佐藤氏）

県単については、明らかに県の過失だと思うが、そこはあえて県の過失になるから議論しなかったというわけではないということか。あくまで時間的制約からということか。

（碓井委員長）

そういった面もあるかと思います。

（森林政策課長）

県単流用を含めた全体像について、ご議論いただければというようなことで、始めさせていただいたところですが、今委員長のご発言のとおり、かなり論点が多岐にわたっているということと、委員からはある程度論点を絞った方がいいというご意見も頂戴したところであり、県のみ時効完成分、国に加算金を納付した部分を中心にご議論をいただくことに中途からそういう形をとらせていただいたものです。

ただ、県単流用分については、実を言うと、報告書が時効の問題について触れている中で、地方自

治法で時効成立しているものについて、民法で請求するのは例外的に、県が国庫返還しなければならなかった部分に限定されるというご整理をいただきまして、その整理を基にいたしますと、県単流用については、請求できないということがおそらく結論になるのかなと、その部分について報告書で触れている部分もあるということをし添えておきます。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

県単分について議論しなかったのは、あくまで明らかに県の過失があるから避けたというわけではないわけですね。

(碓井委員長)

今課長からご説明したとおり、私どもだいたい議論したのは、県の補助金交付について、地方自治法第236条1項の規定、時効の規定が適用されるかということについてでして、私どもは時効の適用があるという前提で、そうすると補助金を取り立てるわけにはいかないということで、結果的には、損害賠償請求を検討しても空振りになるということですね。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

加算金については、大北森林組合や元専務理事に対しても請求できると書いてあるんですが、額はどれくらいか。

(森林政策課企画幹)

報告書の7ページの表の中で、大北森林組合が3億1,500万円で、元専務関与分として、1億4,900万円ということで記載をさせていただいているところです。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

そうだとすると、計算が合わない気がするが。

(森林政策課企画幹)

あくまで請求可能額をお示ししているのであって、足してというような話ではありません。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

そうだとすると、組合や元専務理事に対しては、ほぼ全額請求できるということか。

(碓井委員長)

課題としても提起しているが、損害賠償債務を負う人の中での最終的な決着をどこに付けるかという点は残された最大の課題です。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

組合に求めるとしたら、100%求められるという解釈でよいのか。

(碓井委員長)

AとBの2人が、故意過失によって、損害賠償債務が生じているとして、総額が10だったとしますと、それぞれに満額を請求してもいいというのが連帯債務の意味ですから、単純に足すと、20になるけど、そういうわけではなくて、10のものについてそれぞれに満額10を請求できるということです。

(信濃毎日新聞 佐藤氏)

そうすると、加算金というのは国から県に、検査の未実施や指導監督の不備について、課されたものであり、それをほぼ満額組合に賠償を求める理由は。

(林委員)

この委員会の役目として、「誰に対して、いくら」というところまで金額を確定するのは困難で、

あくまでも法的に請求できるかどうか、つまりそれが満額になるかというところまでは細かい検討というのは正直言って難しいと思う。加算金については、利率が10%を超えており、そうしますと、県の指導監督の不備に対する制裁的な意味と、それから補助金を国庫に返納するとなると、原状回復となり、そこには利息が付いてくるわけですね。10%の中には、当然ながら県の指導監督の不備に対する制裁金としての意味合いと、既に支出した補助金をさかのぼって返還するという利息としての意味合いが含まれると思います。そうすると単純に、県の指導監督を怠ったことをもってのみ全ての責任を負うかというのは、加算金の中身を検討すると、必ずしもそこは言えないのではないかと。この点については、委員会の中で3人が同じ結論だったという意味ではなく、そういう議論がなされたことはご理解いただきたい。大北森林組合と元専務理事に全額請求できるというのは、理屈上そうであるけれども、実際どうなのかということについては、我々の委員会の役割を超えてしまう話であり、報告書の7ページを読んでいただければ、その辺苦労した点がご理解いただけると思います。

(信濃毎日新聞 竹内氏)

報告書概要の2ページのところで、加算金を県庁林務部の個別職員に対して損害賠償請求は求められないけれども、林務部全体の責任があるのではないかという話があったかと思うが、それを今回考えた時に、部全体に損害賠償責任を問うということをお考えにはなったか。

(碓井委員長)

先ほど権利主体という言葉を使いましたが、長野県庁林務部という権利主体はなく、林務部に在職している個々の職員が権利主体であり、それしか法的には損害賠償請求の方法がない。その点で、かつて、複数の県において、不適切なお金の使い方があった時に、県の職員がお金を出し合っただけではないかということについて、ご質問をお受けしたことがあるが、これはどういう処理をしているかということ、多くの場合、任意の団体を設立し、そこに職員があらかじめ割り当てられた金額を寄付し、そうやってお金を集めて、その団体がまとめて県に寄付するという形を多くの県が取ったわけですね。それが、損害賠償責任の履行かということ、法的にはあくまで寄付を受け入れているにすぎないわけです。それと全く同じ論理がとられたのが、国立マンション事件というので、当時の市長の不法行為が問題にされたわけですが、市長の違法行為を理由に国家賠償請求で勝訴した業者が、その賠償金相当額を市に寄付したのです。それで、市の損害がなくなったかということ、あくまで寄付は寄付でしかない。損害があったことに変わりがないということでした。今の質問者のようなことをやったとしても、法的には、ひょっとすると、損害賠償債務が消滅するわけではないとされます。私たちはそういう方法を提案するつもりはありません。

(信濃毎日新聞 竹内氏)

委員会の第三者機関としての独立性についてはどのように保たれたとお考えか。

(碓井委員長)

それは率直に言えば、第三者機関ということにはならないと思う。つまり、私どもは県との契約によってここにいるわけです。しかし、第三者として公正な判断を仰ぐという姿勢を知事が取っておられるので、私たちは、主観的にはなるべくそれに応えたつもりであります。ですから今回の報告書は、県事務当局のご意見もありましたが、それについては、委員が逐一慎重に意見を交換して、私たちの見解でまとめたものであります。第三者性という点から言えば、先ほど申し上げました監査委員の方がよほど第三者性が建前としては、あるわけです。

(市民タイムス 赤羽氏)

加算金の3億5,300万円のうち、損害賠償請求ができない部分はないということでよいか。

(森林政策課企画幹)

加算金の対象事業のうち、不用萌芽除去に係る分と指導監督費に係る分以外はすべて対象となっております。

(市民タイムス 赤羽氏)

解散した協議会に対しても、既に解散しているため、請求はできないということでしょうか。

(碓井委員長)

はい。

(市民タイムス 赤羽氏)

県と国との時効の差分についても、解散した協議会の分を除いて、全て請求できるという解釈でしょうか。

(森林政策課企画幹)

そのとおりです。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

林務部職員の責任について、先の刑事判決での事実認定と異なるが、裁判所において認定された事実は林務部職員の過失にはならないのか。

(碓井委員長)

私どもが相当気を使ったのは、その点でございます。判決文をよく読むと、これこれがあったとしてもうんぬんと記載されていたように思う。ですから、あの判決のウエートはその事実を認定することにウエートが置かれているわけではなくて、「仮に」という趣旨によるのが判決の読み方としてはいいと思っています。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

判決文では、「あった事実を考慮しても」ということで、つまり情状部分の判断だったかと思うが、委員会としては、あくまで仮定としてとらえたということか。

(碓井委員長)

その点については、職員ヒアリングを実施しました。県庁林務部の対応を知りうるのは、地方事務所の職員ですから、そのヒアリングの結果、必ずしも、刑事判決が言っているような事実はないということでしたので、私どもは損害賠償請求の要件まで満たしているとは判断できないということでもあります。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

つまり、委員会では刑事判決とは異なる判断をされたということか。

(碓井委員長)

結論においてはそうなるかもしれませんが。刑事判決が私たちの判断を拘束するわけではありません。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

過去の判例で、岡山市の地方交付税の案件で、市長を含めた監督責任を認定し、賠償が命じられた判例があるが、これに照らして、地方事務所長や林務部幹部の責任を問うべきではないか。

(碓井委員長)

岡山のケースでは、そういう違法の事実を検討しながら、従前の方法を継続したことに、ウエートが置かれていたと記憶しています。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

今回の場合、例えば地方事務所長などのいわゆる幹部の人たちは知らなかったということか。

(碓井委員長)

認識をしながら、補助金交付決定をしていたわけではないということです。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

それでは、その面から言うと知らない方がいいということか。

(碓井委員長)

それがまさに組織体制の問題ですね。検証委員会の報告書でも出てきているでしょうし、それからその後の県のコンプライアンスの方でも、林務部のシステムについての検討が進んでいたかと思いません。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

できるだけ部下から情報をあげさせずにいた方が賠償責任を問われずにすむという不合理な理屈にならないか。

(石津委員)

不法行為による損害賠償責任の追及をする場合には、具体的な証拠がなければできない。それはわかりだと思う。意図的に怠けていたなら、これは故意ですからそれは損害賠償請求ができるに決まっている。その場合、財務会計職員なら、その怠け方が重大な過失だと言えれば、当然請求できるし、我々としても請求できるという見解になる。

ただ、そこまでの証拠がないというのが、我々の見解である。立証できるかどうかは、もっとも重要な問題でそこを考えて頂かなければいけません。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

地方自治法が対象になる職員と、そうではない職員に分けてあるが、そうではない職員というのは民法の対象になるということか。

(碓井委員長)

財務会計職員については、地方自治法の特別のシステムが用意されている。非財務会計職員については、おっしゃるとおり、民法の不法行為の問題。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

県職員の対象者の中には、退職者は含まれるのか。

(碓井委員長)

含まれると思います。

(信濃毎日新聞 渡辺論説委員)

それは、定年退職ではなく、この事件で退職された職員ということでしょうか。

(碓井委員長)

その点は、今回個人のことは伏せておりますので、ご容赦願います。

(信濃毎日新聞 須田氏)

請求可能な県職員の11人は、実人数では11人にならないということか。

(森林政策課長)

実人数で11人になります。重複しているというのは、1つの補助金不適正受給事案について、財務会計職員と非財務会計職員の両方に責任が認められるものがそれだけあったということです。

(信濃毎日新聞 須田氏)

加算金について、信義則により請求できないという主張に留意する必要があると書かれているのはどういう意味か。

(碓井委員長)

要するに、県のやり方が悪かったのに、加算金の損害を被ったから請求するのはなんぞやという主張が出てくる可能性があるという趣旨です。

(信濃毎日新聞 須田氏)

それはどこから。

(碓井委員長)

損害賠償請求を受けた側からです。

(信濃毎日新聞 須田氏)

本庁林務部が、業務が増加しているのにその事実を把握していなかったというのは過失にならないのか。

(碓井委員長)

それは個々の職員の過失とまで言うわけにはいかないというのが我々の議論の結果。ただ、私個人の考え方だと、そういう議論をすれば、国のやり方にも実は問題がある。補正予算で多額の補助金申請を求め。長野県について言えば、森林整備重視ということで、やはり多額のということで、そういう仕事は一番末端のところに最後のしわ寄せがいくわけです。それは、地方公務員の人などは今までいつも経験してきたことなんです。そういう体質を改めない限り、この手の問題というのは再発するおそれがあると、個人的には考えています。

(林委員)

さきほどの信毎の方の質問にも答えたが、加算金について事業主体の組合に対する請求分、職員に対する請求分がある。組合に対する請求分について、さきほどから出ているとおり、それは元々県の指導監督に対する制裁金なので、請求するのはおかしいとの議論は、当然予想されることである。それについては、さきほど私がお答えしたとおり、加算金の中身を見ると確かに県の指導監督に対する制裁金的な性質と補助金について遡って返してもらいます、返すまでの利息を払ってくださいという部分と、加算金の中身については一義的でないだろうと。そういうことになると、元々不適正申請をした主体である組合と元専務理事についても一定の責任があるのご理解いただければ、我々が報告書で表そうとしている趣旨は理解できるのではないかと思います。

もうひとつ、さきほどから出ているのは、加算金等について林務部の責任はどうなのかという話がありますよね。それを職員に対して請求をする、それは林務部の責任どうなのかという質問が何回かあったと思う。それは報告書でいうと20~21ページ、つまり県が加算金部分の損害を負っている訳だから、それをここでいうと職員、つまり従業員の方にこれから求償しますという、21ページの中段以降に、最高裁の判決を踏まえて、いくらどういう方に請求するかというのは様々な要素を総合勘案しないとイケないと、その中に林務部の体制がどうであったかという事情も入ってくると理解している。ですから林務部の個々の職員の責任については残念ながら問うことは難しいというのが結論ですが、どこでそれを評価するかは県から個々の職員の方に、加算金部分について、あなたにも責任がありますというふうに、理屈上は全額請求しても可能かもしれないですが、最高裁の判例を見ると、そこには色々な事情を考慮して請求を制限している。その中に予算消化についてかなりプレッシャーがあったのじゃないかとかそうした事情を加味しながらやっていったらどうかというのが、ここでの報告書の書きぶりです。ですから、その辺りはご理解いただきたい。決して、当時の林務部なりの体制を全く捨象している訳ではなく、ここでは県の職員に対する求償の中で考慮すべきだと我々としては触れていると理解していただければと思います。

(信濃毎日新聞 須田氏)

分かりました。伺っているのは、2015年12月に懲戒処分があったときに、地方事務所の職員の方が処分が重かった訳で、それについていったいどうなのかというのは組織内部からも疑問の声が聞こえていたので、今回林務部の職員の方が請求の対象外となると納得いかない方もいらっしゃるのかな

と思い、聞きました。

(県革新懇 山口氏)

マスコミ関係でなく、県民の1人として参加した。かなり専門的な先生方の議論ですので、県民にはなかなか分かりづらい部分あると思う。県民サイドから加算金問題の1番の関心は、我々の県税ですでに国に支払った訳ですよ。今回委員のみなさんが出した損害賠償的な性格からすると、3億5千万円というのは、県税を全く使わず、全部を関係者に損害賠償できるという考えなのですか。それとも県の責任もあったりして、県民の税金をもって支払う部分もあると考えているのか。これは県民サイドから見ると関心の高い部分です。

(碓井委員長)

重要な問題かと思うが、結論から言えば後の方かと思う。つまり損害賠償責任、それには、民法の不法行為に基づくものと、地方自治法の賠償命令のものがありますが、いずれも要件がありますから、それらに当てはまらないものについては、回復をすることが出来ない。ですから、県民の皆さんが負担いただいている財政から最終負担になってしまう、こういうことです。

(県革新懇 山口氏)

関連してもう少し。県の職員の11名については、かなり細かい金額まで額が記載されている。出来れば、大北森林組合なり中村元専務なり、関係する団体・個人の、皆さん方が精査した額を示してもらえれば、たいへんありがたい。請求できるという表現だけでなく、分かりやすかったということを申し上げておきます。

最後にもうひとつ。損害賠償を求めることができるという、最終的に求める額など、それらは誰の権限でやれることなのですか。

(碓井委員長)

その点については報告書が示唆しておりますが、もちろん知事に対する私たちの報告書ですから、知事の方で検討されて、知事が最終的に判断を下せる部分もあるかもしれませんが、所要の手続きという言葉が出てくるとは思います。時には監査委員の判断を仰ぐこともあるかもしれませんが、場合によっては議会の議決を要するようなことを模索する場合もあるかもしれません。知事が「えいや」とやれば、全てがそれで済むような問題ではないとご理解いただければと思います。

(終)